

第3章 青少年健全育成の基本的考え方

現 行	見直しの方向
<p>1 基本理念（条例第2条）</p> <p>次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指し、条例に示された青少年の健全育成の基本理念を、この基本計画においても、基本理念として位置づけています。</p> <p>(1) 青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行わなければなりません。</p> <p>(2) 青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければなりません。</p>	
<p>2 基本方針（条例第8条）</p> <p>基本理念にのっとり、青少年の健全育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる4点を施策の基本方針とします。</p> <p>(1) 家庭や学校、事業者、地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりの促進</p> <p>(2) 青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その自立を促す環境づくりの促進</p> <p>(3) 青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化促進</p> <p>(4) 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動促進</p>	<p>今回の見直しで北海道青少年健全育成条例に基づく基本計画であるとともに、若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」と位置づけることから、現計画に「社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援の促進」を追加する</p> <p>なお、追加する場所は、(1)(2)が健全育成、(3)(4)が非行防止・被害防止であることから、(2)の次とする。</p>

現 行	見直しの方向
<p>3 施策の目標</p> <p>(1) 基本方針Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり</p> <p>ア 現状</p> <p>(ア) 自立心や責任感、寛容さ、思いやりと言った他者との共生のための力、人権尊重の精神や規範意識等は、青少年が成長の過程で身に付けなければならない人間性です。</p> <p>また、忍耐力、学ぶ力、自然や芸術を理解する感性なども、青少年の成長の過程で身に付けなければならないものです。</p> <p>(イ) しかし、少子化や核家族化、都市化等により、家庭の子育て力、教育力が低下しており、さらに、都市化の進展により、地域での結びつきが弱まり、地域全体で子どもたちを守り育てていく環境が希薄化しています。</p> <p>イ 家庭</p> <p>(ア) 家庭や地域社会については、核家族化、都市化、地縁的なつながりの希薄化等により教育力の低下が指摘されています。子育ての基本は「家庭」であり、家庭において基本的な生活習慣の形成や社会における基本的なルール、規範を教えることが重要です。</p> <p>また、核家族化や女性の社会参加の促進、就業形態の多様化により、多様な保育サービスが必要とされています。保育所などの整備と併せ、身近な地域社会での助け合いも必要です。</p> <p>さらに、家庭における親の役割、子育てに関する学習機会や情報の提供、家庭教育や子育てに対する相談体制の充実も必要です。</p> <p>特に、父親の育児への関わりや教育への参加を促す取組みも必要であり、こうした観点からも「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が重要とされています。</p>	

現 行	見直しの方向
<p>(イ) 家庭は、心の居場所であり、家庭内のコミュニケーションや親子のふれあいの機会を増やし、家庭生活の中で豊かな人間性がはぐくまれるようにすることが大切です。</p> <p>そのため、困難な状況にあるひとり親家庭、障がい等のある青少年等には特に支援が必要とされています。</p> <p>ウ 学校</p> <p>(ア) 自立心や責任感、寛容さ、思いやりと言った他者との共生のための力、また、人権尊重の精神や規範意識等豊かな人間性と優れた文化、自然、芸術を理解するなど豊かな感性をはぐくむため、学校は重要な場となります。</p> <p>子どもたちには、生きる力を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学業生活に取り組む姿勢や社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力が求められており、このような知識や能力を培っていかねばなりません。</p> <p>エ 地域</p> <p>(ア) 青少年の豊かな人間性や感性、規範意識を培うためには、地域における多様な体験も必要です。</p>	<p>ひとり親家庭等の支援及び障がいのある青少年の支援は、「Ⅱの2 社会生活を営むに上で困難を有する青少年への支援」に移動したことから「そのため・・・」以下を削除</p>

現 行	見直しの方向
<p>(イ) 地域には、野外活動等のための自然や地域の文化やスポーツに親しむ機会、動物とのふれあい、農林漁業体験、環境学習など多様で体験的な学習を主体的に行える場があります。</p> <p>また、老若男女を問わず多様な人間関係が存在しており、青少年の最も身近な社会体験の場として、多様な人間関係が体験できます。</p> <p>さらに、学校外における同年齢や異年齢の青少年同士による活動も貴重な経験となります。</p> <p>そして今、安全安心なまちづくりの観点からも、ますます地域の役割は重要となってきました。</p> <p>(ウ) 青少年の豊かな人間性をはぐくむには、家庭、学校、地域住民、警察や行政さらには青少年関係団体や企業等地域全体での連携が必要です。</p> <p>また、家庭での子育てや学校でのことなど地域の児童福祉に関する様々な相談ができる場や地域保健、小児医療の充実も重要です。</p> <p>(エ) 「子どもは社会を映す鏡」といわれるように、親や大人が姿勢を正して、モラルや家庭・地域の教育力を向上させていくことが重要です。</p> <p>オ 施策の目標</p> <p>青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくりのため、次の3点を施策の目標とします。</p> <p>(ア) 青少年の豊かな人間性をはぐくむ家庭づくりの促進</p> <p>(イ) 心身の健やかな成長と生きる力をはぐくむ教育の推進</p> <p>(ウ) 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの推進</p>	

現 行	見直しの方向
<p>(2) 基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり</p> <p>ア 現状</p> <p>(ア) 社会全体に漠とした閉塞感や不安感が広がり、将来に対する夢や希望を持つことのできないニート等、無就業の青少年が増加する傾向にあります。</p> <p>また、新規就職者に占める早期離職者の割合も高率で推移しています。</p> <p>(イ) 社会的、経済的状況のほか、若者の勤労観・職業観の希薄化や社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質能力の不足も問題とされています。</p> <p>(ウ) また、経済問題以外においても社会への関心の希薄化など青少年の精神的・社会的自立の遅れが社会問題化しており、社会的活動への青少年の主体的な参加も不足している状況にあります。</p> <p>イ 青少年の自立への意欲</p> <p>(ア) 青少年が、次代の社会を担う者としての自覚の下、自主性をはぐくみながら健全な社会人として成長を遂げるため、青少年の自立への意欲を培うことが大切です。</p> <p>(イ) 青少年が社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から関心や興味を高めるとともに、社会的活動に参加できる環境が必要とされています。</p> <p>(ウ) 発達段階にふさわしい職業観を高めていくためのキャリア教育(※)が必要であり、年金制度等を含む労働や福祉、社会や経済の仕組みについての一層の理解も必要とされています。</p> <p>(エ) 青少年が将来の職業を適切に選択することができ、自らの可能性を高め、社会で活躍できるよう生涯にわたる多様な学習機会の提供が必要とされます。</p>	<p>ニートや無就業者が将来に夢や希望を持たないと決めつけているようにも読めることから、「ニート等、無就業の」の部分を削除(統計確認中)</p> <p>(ア) を「青少年の一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献できる能力を身につけることにより、より積極的・能動的に社会に参加する意識を醸成し、自立への意欲を育む取り組みが必要である」との趣旨に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>ウ 地域</p> <p>(ア) 少子化や情報化、消費社会の進展などにより、青少年の社会活動など体験活動への参加が減少する傾向にあります。地域の青少年団体、NPO等の様々な活動が積極的に行われることにより、青少年がボランティア活動、社会的活動等の多様な活動に主体的に参画しやすい環境を構築することが求められています。</p> <p>(イ) 地域で様々な人々との異年齢間の交流等が進められることにより、青少年の主体性、リーダーシップ等の育成が図られます。</p> <p>(ウ) また、青少年が大人との交流や意見交換を行い、率直に語り合える地域づくりや青少年が地域の一人として地域活動に参画できるような環境づくりが必要です。</p> <p>エ 就業</p> <p>(ア) 青少年が社会人として自立していくためには、学ぶことや働くことの意義を理解させ、起業家精神の涵養や、望ましい勤労観・職業観を育成していくことが必要とされます。</p> <p>また、一人ひとりの能力・適性、興味・関心等に対応した進路指導や進路相談も必要です。</p> <p>(イ) 厳しい経済環境の中、若年者の雇用状況を改善していくことが大切であり、ミスマッチの解消のための職業カウンセリング等就職支援が必要とされます。</p> <p>(ウ) 就職等に係る情報提供やセミナーの開催等の就職支援サービスの充実も必要とされており、また、起業についての支援も必要とされています。</p>	<p>「大人が変われば子どもも変わる」運動を盛り込み「地域の大人が自覚を持って日常生活を営み、青少年の模範となることで、お互いの尊重と交流が生まれ、青少年が地域活動ができるような環境づくり」の視点で修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>オ 国際感覚の醸成</p> <p>(ア) 近年、国境を越えた経済活動や市場の拡大、情報通信や交通手段の進展により、政治、経済をはじめあらゆる分野における活動が地球規模で展開され、環境や資源、エネルギー、食糧の問題等が国際社会全体の問題となっています。</p> <p>(イ) 次代を担う青少年は、「食」、「環境」、「観光」などについて、国際的視野を持って考えることができ、世界に向けて本道の文化や魅力を発信することができることが期待されています。</p> <p>(ウ) また、本道においては、外国の事業者による起業等のほか、東アジアの国・地域から外国人観光客が大幅に増加している状況にあり、市民レベルでの国際化や、NPO等民間団体等による地域の国際化が推進されており、地域の国際化を主体的に担う意欲や資質能力を持った青少年の育成が求められています。</p> <p>カ 施策の目標</p> <p>青少年の自立を促す環境づくりのため、次の4点を施策の目標とします。</p> <p>(ア) 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進</p> <p>(イ) 青少年の自立をはぐくむ地域環境づくり</p> <p>(ウ) 青少年の自立を支える就業環境づくりの促進</p> <p>(エ) 国際感覚豊かな青少年の育成</p> <p>キャリア教育：社会人・職業人として、主体的に児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育</p>	

現 行	見直しの方向
	<p>基本方針Ⅱの2 社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援を追加</p> <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を有するが故に特別な支援が必要な子ども・若者がいて、その困難は、ニート、引きこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障がい、虐待など、多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行う必要がある ・ 「子どもの貧困」問題にも積極的に向き合う必要があり、それには、子ども若者本人だけでなく、家庭に対しても支援する必要がある <p><困難を有する青少年やその家庭への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学及び就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年に対し、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした支援を行う必要がある ・ 次代を担う一人ひとりの子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点が必要

現 行	見直しの方向
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意志ある青少年が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、奨学金等による経済的な支援だけでなく、身近な所に進路を相談できる存在が必要 ・ ひとり親等家庭においては、経済的側面のみならず、仕事の関係上、家庭で親子の関わる時間が短くなるなどの困難性があり、これらを踏まえた支援が求められる ・ 障がいのある青少年の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立った取組を推進することが必要 ・ 不登校については、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、地域、学校、家庭の連携による対応が求められる ・ 青少年や保護者がひとりで悩まず、学校や児童相談所などの専門機関と家庭が連携して、それぞれの抱える困難について専門的なサポートを受けられるよう関係機関の連携が必要です。また、ひきこもりに対する正しい知識の普及やサポーターを養成し、地域で見守り・育み環境を整える必要があります。 <p><施策の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難を有する青少年やその家庭への支援

現 行	見直しの方向
<p>(3) 基本方針Ⅲ 社会環境の浄化の促進</p> <p>ア 現状</p> <p>(ア) 少年非行は平成13年から減少傾向に転じ、関係者が一体となった、これまでの非行防止活動等の取組により一定の成果が現れてきています。</p> <p>(イ) しかし、モラルの面において、万引きは、絶対にやってはいけないと考える中学生、高校生の割合は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあるとの問題点が指摘されています。</p> <p>(ウ) また、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境等については、情報化の急速な進展により、有害情報が容易に入手できる状況や、消費経済社会の進展による有害図書類の増加、ライフスタイルの変化や営業形態の多様化等による深夜営業施設の増加等、新たな問題が発生しています。</p> <p>(エ) こうした中で、善悪の判断等の規範意識や倫理観等の育成を図ることがこれまで以上に必要とされています。</p> <p>イ 青少年の非行防止</p> <p>(ア) 非行等問題行動の未然防止のために、社会全体が緊密に連携し、青少年を見守り育てていくことが重要です。</p> <p>そのため、青少年の悩みや問題行動等について、家庭や学校、地域や行政、警察等関係団体・機関が互いに連携し、きめ細かい情報を共有するなど、地域ぐるみのネットワークが必要とされています。</p> <p>(イ) 不安や悩みを抱える青少年に対し、相談・支援体制の充実や相談員等の資質の向上も重要であり、いじめや不登校等の問題行動についても、学校・家庭・地域社会等関係機関の連携の強化による未然防止と早期対応、相談体制の充実が必要です。</p>	<p>統計資料を確認</p> <p>「情報化の急速な進展により、有害情報が容易に入手できる状況」の次に「さらには誤って青少年の個人情報等が拡散され回復不能な状況に置かれる」の趣旨を追加</p>

現 行	見直しの方向
<p>(ウ) 青少年による薬物乱用や飲酒・喫煙等を防止するため、こうした行為の有害性や危険性についての正しい知識を身に付けることができるよう、関係業界や団体とも連携した啓発活動が必要です。</p> <p>(エ) 青少年の行動は、大人社会のあり方を反映したものであり、大人自身の規範意識や倫理観等、大人の意識改革の推進も重要です。</p> <p>また、非行少年等が地域社会で立ち直り、再び非行を起こさないようにするため、家庭・学校・地域・ボランティア団体等が連携し、人間的ふれあいに満ちた様々な活動の機会や居場所づくり等の立ち直り支援が必要です。</p> <p>ウ 有害環境の浄化</p> <p>(ア) 北海道青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定や立入調査の実施、さらには、関係業界・団体等に対する自主規制要請等により、青少年の健全育成に有害な環境の浄化の推進が必要です。</p> <p>(イ) 青少年自身に対する、インターネット等の情報手段の適切な活用や情報活用能力・情報モラル教育等、メディアを活用する能力を身に付け、向上させるための一層の取組も必要です。</p> <p>(ウ) このため、教員等については、ICTの有効性や適切な利用方法について必要な知識を習得し、適切に指導するための資質能力の向上が求められます。</p> <p>(エ) 保護者に対しても携帯電話のフィルタリングサービス(※)の活用等有害情報防止に向けた情報提供等を促進するほか、事業者に対して、一層の自主規制や協力を要請することも必要です。</p> <p>(オ) また、商取引や金融が複雑化し、悪質商法等も多様化する中で、かしこい消費者を育成するため、若者向けセミナーなどの啓発活動や学校などにおける消費者教育を推進する必要があります。</p>	<p>次の項目を追加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年のフィルタリングの利用率が半数程度に留まっており、さらなる啓発が必要 ・ 不用意に書き込み等を行った個人情報や画像が流出し、青少年が被害にあっていること、また、一度流出した場合、全てを削除することが困難であることを青少年・保護者に周知徹底する必要がある ・ スマホ等に依存傾向があり長時間利用が増えており、家庭内でのルールづくりが必要

現 行	見直しの方向
<p>エ 施策の目標</p> <p>社会環境の浄化の促進のため、次の2点を施策の目標とします。</p> <p>(ア) 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化</p> <p>(イ) 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化</p> <p>フィルタリングサービス：インターネット上の暴力や犯罪など特定のサービスマへのアクセスを制限するため、携帯電話で利用できるサービス（各携帯電話等事業者が無料で提供）</p>	
<p>(4) 基本方針Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止</p> <p>ア 現状</p> <p>(ア) 青少年の福祉を阻害する犯罪である福祉犯は増加の一途をたどっており、これに伴い性的被害を受ける青少年が急増しています。</p> <p>特にインターネットや携帯電話を介した出会い系サイト(※)等の利用により、これらの犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。</p> <p>(イ) そのため、これまでにも増して、これらの犯罪被害の未然防止に向けた積極的な取組が必要です。</p> <p>また、家庭における児童虐待の問題に対する取組も必要とされています。</p> <p>イ 被害の防止と保護、安全安心の確保</p> <p>(ア) 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為から、青少年を保護するために、社会の急激な変化に呼応した、地域ぐるみで被害を防止するための活動が必要とされます。</p> <p>(イ) 警察や民間の防犯ボランティア(※)等との連携等、地域全体で青少年を守り育てる機運を醸成し、また、青少年が気軽に相談できる体制の整備が一層必要とされます。</p>	<p>「出会い系」サイトを「コミュニティサイト」に修正</p>

現 行	見直しの方向
<p>(ウ) 出会い系サイト等の利用による青少年の被害の未然防止のためには、運営業者に対する規制等の強化のほか、携帯電話へのフィルタリングサービスの活用等の促進が必要です。</p> <p>ウ 施策の目標</p> <p>青少年の福祉を阻害する行為の防止のため次の事項を施策の目標とします。</p> <p>(ア) 青少年の被害の防止と保護</p> <p><u>出会い系サイト</u>：主に異性との出会いを支援することを目的としたインターネットサイト</p> <p><u>防犯ボランティア</u>：地域において自主的防犯活動を行うボランティア</p> <p>ア</p>	<p>「出会い系」サイトを「コミュニティサイト」に修正</p> <p>「<u>コミュニティサイト</u>：SNSやブログなど、他者とのコミュニケーションを目的としたインターネットサイト」に訂正</p>